

自由同和

大阪版



運動スローガン

1. 自由な論議の場を！
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

No.457

2025年(令和7年)3月25日発行

■発行所 自由同和会大阪府本部事務局
 堺市堺区大町東3丁2-28 永木ビル4F 北号室
 電話(072)224-1111
 ■発行人 畑中幸司
 定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶<http://jiyudowa-osaka.org/>

2025(令和7)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書回答 (456号から続く)

課題別要求 3-(1)福祉

②低所得世帯やひとり親家庭の子どもの貧困が問題になっている中、生活困窮となった家庭への支援状況等はどのようになっているのか進捗状況を報告された。また、「ヤングケアラー」の問題について、早期発見・支援が重要だと思われるが、子どもたちにヤングケアラーであるという自覚がない場合や他人に知られることに拒否感がある場合など日常生活の変化や状況は、学校に於いて教師が察知できると思われるが相談体制は構築されているのか、支援の状況はどのように対応されているのか、この一年で大阪府が把握された件数、教育と福祉の連携がされているのか並びに取り巻く現状と課題を明らかにされたい。

福祉部地域福祉推進室地域福祉課 教育庁教育振興室高等学校課/市町村教育室小中学校課 生活困窮者自立支援制度の相談窓口において、様々な相談を受け付け、福祉事務所やハローワークなど関連機関と連携しながら、本人の状況に応じたきめ細かな支援を行うなど、生活再建に向けた寄り添った対応をしております。

府立高校については、ヤングケアラーの実態を早期に把握するとともに、支援につなぐことができるよう、アンケート調査を実施しており、令和5(2023)年度に学校において、スクールソーシャルワーカーやスクールソーシャルワーカースーパーバイザーが支援した延べ件数は2,493件となっており、スクールソーシャルワーカー等が校内ケース会議等での教職員に対する助言や、関係機関との連携によりヤングケアラーを支援しています。

ヤングケアラーに対しては、ケアを要する家族に適切なサービスを提供し、ケアの負担を軽減、解消することが重要であり、そのためには、関係部局との連携が必要不可欠であると認識しています。福祉行政との連携については、福祉部を事務局とした関係部局による庁内横断的な「ヤングケアラー支援関係課長会議」において、府立高校におけるヤングケアラーの実態調査の結果や今後の取組みの方向性について情報共有等を行っています。引き続き、関係部局と密接に連携しながら、相談体制の構築等、充実した支援ができるよう努めてまいります。

小中学校においては、教育と福祉の連携に向けて、政令市・中核市を除く府内全市町村のすべての中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置できるよう補助を行い、福祉機関等との連携促進を図っています。

また、府内小学校5・6年生対象の「すくすくウォッチ」におけるヤングケアラーの把握に関わるアンケート結果分析により、ヤングケアラーの可能性のある子どもに対しては、丁寧に話を聞き取る必要が明らかになったことから、公立中学校全校にスクールカウンセラーを配置することに加え、令和3(2021)年度より拡充した小学校へのスクールカウンセラーの活動時間を、令和6(2024)年度からさらに拡充し、政令市を除く市町村の全ての小学校に定期的な配置を行いました。

加えて、ヤングケアラーを含め、家庭支援が必要なケースへの支援に向けて、教育と福祉の連携が充実するよう、スクールソーシャルワーカーの連絡会に、市町村の福祉部局担当者やコミュニティソーシャルワーカーが参加し、協議する機会を設けています。相互の制度や活動内容の理解の促進が必要であることから、それぞれ可能な支援を出し合いながらグループワークを行う等、円滑な連携に向けて顔の見える関係づくりに努めています。

引き続き、各市町村・学校において、ヤングケアラー等支援の必要な児童生徒の早期発見・把握がより進み、適切な支援につなげるため、専門家の効果的な活用等、相談体制が充実するよう努めてまいります。

③悲惨な事件が続いていることから、「児童虐待防止法」と「児童福祉法」が令和元年6月改正され、令和2年4月から親の体罰の禁止と「子ども家庭センター」の機能が強化されたが、出頭や立ち入り調査を拒否する場合には、積極的に裁判所より臨検・捜索の許可状をとり、一時保護で児童の尊い命を守るよう取り組まれない。児童虐待相談対応件数が年々増加しているが、この1年の件数と状況を明らかにされたい。

福祉部子ども家庭局家庭支援課

大阪府の子ども家庭センターにおける児童虐待相談対応件数は、令和4(2022)年度16,036件、令和5(2023)年度15,140件と依然高い水準で推移しております。

児童虐待は、子どもの心身の発達に深刻な影響を与え、時には生命の危機に発展する重大な人権侵害であるとの認識のもと、増加し複雑化する児童虐待事例に対応するため、大阪府では、児童福祉司の大幅な増員を行うなど体制の強化を図ってきたところです。

一方、一時保護については、子どもの安全を迅速に確保するとともに、子どもの心身の状況や置かれている環境などを把握するために行いますが、一時保護の要否については、客観的で合理的な判断が求められます。

このため、子ども家庭センターにおいては、児童虐待に関する相談や通告を受けた場合、市町村など関係機関への情報収集を進めるとともに所長・次長をはじめ経験豊富な職員を含む複数職員による「緊急受理会議」を行い、一時保護の要否について組織的に判断しています。

また、保護者が「しつけ」と主張した場合においても、子どもの福祉の視点で対応方針を判断するとともに、立入調査や警察への援助要請など、必要な手段を講じながら速やかに一時保護を実施しています。

また、職員の資質向上のため、職員向けの研修としては、国の義務研修である「児童福祉司任用後研修」の受講に加え、児童福祉司に基本的な知識・技術を獲得するための座学やロールプレイ研修を実施しています。

さらに、日々のOJTを通じ、子ども・家族のアセスメント、方針の決定、保護者への対応等における判断や援助技術を獲得できるよう、実際の事例を一緒に進める中で、ベテラン職員が実例を示し、育成に努めるとともに、ベテラン職員に対してもスーパーバイザー研修など育成者の研修にも努めています。

今後とも、府内における適切な児童虐待対応体制の整備に努めてまいります。

④高齢者が確実に増加する中、一人暮らしや高齢者夫婦の孤立防止のためにも世代間交流のできるコミュニティづくりが必要であると思われる。独居高齢者が地域のつながりに拒否感を持って孤立しないように、地域に限定されない広域ネットワークにより、多様で選択可能な見守りシステムを構築し対処されたい。また、介護ヘルパーの不足により、訪問介護事業所の閉鎖という話も聞かれるが、大阪府はどのような対策を考えているか明らかにされたい。

福祉部地域福祉推進室地域福祉課/高齢介護室介護支援課介護事業者課

高齢者をはじめ、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を形成するため、大阪府では、主に小学校区を単位とした「日常生活圏域」において見守り活動を行う地域住民や民生委員・児童委員をはじめ、中学校区を単位とした「サービスマン」におけるCSW、地域包括支援センター等の専門機関、さらに、「市町村圏域」「都道府県圏域」の行政や社会福祉協議会等、4つの圏域において相互連携・協働を図りながら、地域における「見守り・発見・つなぎ」のネットワークの構築に向けた取組みを進めています。

今後も引き続き、地域福祉を取り巻く課題に柔軟かつ機敏に対応することができるよう、市町村における包括的な支援体制の構築を支援し、地域福祉のセーフティネットの充実・強化に取り組んでまいります。

大阪府では、全国平均と比べ、高齢者単身世帯・高齢者夫婦のみの世帯の割合が高く、後期高齢化率もますます高くなっていくことが見込まれます。

このため、市町村においては、高齢者の介護予防の促進や社会的孤立を防止するため、府の交付金を活用した街かどデイハウス事業等に加え、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の中で、地域包括支援センターを中心に高齢者の一般介護予防や社会参加の促進、居場所づくり等に努めているところです。

また、民間の協力事業者との間で「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」を締結し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、各事業所の業務を通じた行方不明高齢者の早期発見・保護や高齢者の見守りなどの取組みを進めているところです。

介護職員の職場定着等に資するための処遇の改善については、国において、これまで数次にわたり、見直しされており、令和6(2024)年度の介護報酬改定においても見直しされています。

介護保険は国の制度であることから、介護職員の処遇の改善について、国に対して要望してまいります。

⑤平成30年4月に「障害者総合支援法」が改正され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実等が図られてきたが、府内の市町村では、受給サービス日数や時間の上限の有無など対応に格差が生じている。大阪府では、各市町村で各人の障がい状況等を踏まえ適切に支給決定されるよう助言等しているとのことだが、直近1年で各市町村にどのような助言等を行ったのか明らかにされたい。また、市町村の対応に格差が生じている件について、大阪府としての考えを明らかにされたい。

福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課

障がい福祉サービスの支給決定については各市町村において、サービスの利用を希望する申請者から提出されるサービス等利用計画案や個別のサービス利用意向の聴取の結果、市町村審査会の意見等の内容を踏まえ、支給決定を行うこととされています。

大阪府においては、支給決定については、国通知「介護給付費等の支給決定等について」等を踏まえ、市町村指導の機会を通じて助言を行うとともに、一人ひとりの実情に応じ適切に判断のうえ支給決定を行うよう毎年市町村に通知等しております。

今後とも、それぞれの障がい状況等を踏まえ各市町村で適切に支給決定されるよう、引き続き市町村に働きかけ

てまいります。

⑥大阪府下の各市町村における「子ども・子育て支援新制度」の取り組み状況の中で、「幼稚園・保育所・認定こども園の職員の処遇改善」ということに関して大阪府としての考えを明らかにされたい。

福祉部子ども家庭局子育て支援課 教育庁私学課

「子ども・子育て支援新制度」は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくための制度で、平成27(2015)年4月に本格スタートしました。

このうち、質の向上については、職員の配置改善と職員の処遇改善が進められているところです。

処遇改善については、平成27(2015)年度より、国制度における公定価格の処遇改善等加算において、職員の賃金の改善やキャリアパスの構築の取組に応じた人件費(賃金改善要件分)が導入され、賃金改善分として3%(職員一人あたりの平均勤続年数11年以上の時は4%)が加算され、平成29(2017)年度には5%(11年以上6%)に、令和元年度には6%(11年以上7%)に改正されたところです。また、平成29年度より職員の技能・経験の向上に応じた賃金改善(処遇改善等加算Ⅱ)が実施されています。

また、令和4(2022)年2月からは、国において、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための補助が実施され、同年10月以降は公定価格において同様の措置が講じられています。

府としては、保育士等の人材確保・定着に向け、国において処遇改善に必要な財源を安定的に措置するよう、引き続き要望してまいります。

職員配置については、国において、令和6(2024)年度より3歳児及び4・5歳児の配置基準がそれぞれ20対1から15対1、30対1から25対1に改善されています。

1歳児については、令和5(2023)年12月に示された国の「こども未来戦略」において、「2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、こども・子育て支援加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。」として、当該プランの実施が完了する2028年度までの早期に改善することが示されていますので、国の動向を注視してまいります。

3-(2)雇用・産業

①同和問題をはじめ様々な課題を有する人々の自立のための能力開発等雇用対策について明らかにされたい。

商工労働部雇用推進室就業促進課人材育成課

「同和問題をはじめ様々な課題を有する人びとの自立を促進し、安定就労を実現していくためには、職業能力の開発・向上は極めて重要であると認識しています。

このため、令和6(2024)年度は、高等職業技術専門学校(4校)において、学卒者や離転職者等を対象とした職業訓練(20科目、640名定員)と、在職者を対象としたテクノ講座(131コース、1,528名定員)を実施するとともに、民間教育訓練機関を活用した委託訓練(204コース、5,106名定員)により、職業能力開発の推進に努めているところです。

障がい者に対しては、大阪障害者職業能力開発校(7科目、115名定員)と北大阪高等職業技術専門学校(1科目20名定員)、夕陽丘高等職業技術専門学校(3科目、40名定員)のほか、社会福祉法人を活用した障がい者特別委託訓練(5施設、133名定員)や民間教育訓練機関等を活用した委託訓練(17コース、188名定員)を実施するとともに、在職者を対象としたテクノ講座(15コース、97名定員)を実施しています。

また、大阪府では、同和問題をはじめ様々な課題を有する就職困難者の自立を図り、自己実現の達成を図るため、市町村における就労支援事業へのバックアップ支援を行っています。

今後とも、国や市町村などと連携して、就職困難者に対する雇用施策の効果的な推進に努めてまいります。

②障がい者の雇用に関して、令和5年6月1日時点において大阪府は実雇用率3.24%で、法定雇用率(2.6%)を達成しているが、大阪府教育委員会は実雇用率2.09%で、法定雇用率(2.5%)を満たしていない状況です。実態及び今後の対策について明らかにされたい。

教育庁教職員室教職員人事課

大阪府教育委員会においては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、これまでも教員等採用選考において、障がい者を有する受験者に対し、受験上の様々な配慮を行ってきました。

教員採用選考については、これまでも対象としてきた身体障がい者に加えて、令和元(2019)年度から新たに知的障がい者及び、精神障がい者を対象としました。

公立義務教育諸学校事務職員採用選考においても、教員採用選考と同様に、障がい種別を問わないこととし、年齢要件を30歳以下から59歳以下に緩和するとともに、大阪府内の居住要件を廃止しました。

府立学校実習教員採用選考の障がい種別、年齢要件及び在住要件についても、公立義務教育諸学校事務職員採用選考と同様の取扱いとしました。

また、これらに加えて、令和2(2020)年度から障がい者を対象とした大阪府職員(農芸員)の採用選考を実施してきたところです。

令和6(2024)年度の大阪府教育委員会における障がい者雇用率は、2.11%に留まっており、未達成の状況となっております。

引き続き、教職員を対象とした障がい者対象の選考テストを実施する等、法定雇用率達成に向け、障がい者の方々が適性に応じてその能力を発揮し、教育現場等で活躍していただけるよう、取り組んでまいります。

③物価高騰により年金だけでは生活が苦しい高齢者の就労支援対策について明らかにされたい。

商工労働部雇用推進室就業促進課

大阪府においては、国・市町村との役割分担及び連携に基づき、昨今の雇用就業に対する多様なニーズ等に対応した施策を推進するため、

- 1) OSAKAしごとフィールドでの就職支援
- 2) シルバー人材センター事業の推進
- 3) 商工会・商工会議所と連携した高齢者雇用関係セミナーの実施
- 4) 市町村における就労支援事業に対する支援

を中心として、高齢者の就業促進に取り組んでいるところです。

今後とも、高齢者の就業促進にかかる施策を効果的かつ効率的に推進してまいります。

④大阪府では、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、府内中小企業等における人材確保・定着につなげるため、奨学金返還支援制度の導入を支援する事業を実施されているが、今年度は申請数に達したため受付を終了している。奨学金返還支援制度は企業と従業員の両方にメリットがある制度であるため、本制度の導入を支援する本事業については、来年度以降も是非とも継続されたい。

商工労働部雇用推進室就業促進課

奨学金返還支援制度導入促進事業については、国の臨時交付金を活用し、物価高騰の中で、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、中小企業の人材確保・定着につなげるため、緊急かつ集中的に実施したところです。

本事業の継続実施については、制度の運用状況を踏まえるとともに、今後の経済状況や国の経済対策の動向をみて判断してまいります。

3-(3)環境

①旧同和地区の公営・改良住宅の耐震・老朽化による建て替えについて明らかにされたい。また、低所得者だけの地域というイメージを払拭するためにもこのような機会を契機に、積極的に払い下げを促進され、民間事業者等の力を活用するなど工夫を行い、公営住宅だけでなく混住化を図るためにも中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅やUR賃貸住宅などが混在した、誰もが住みたくなるまちづくりの活性化に取り組んでいただきたい。

都市整備部住宅建築局居住企画課

公営・改良住宅は、昭和40年代(1965~74年)に建設されたものが多く、現在の水準からみると規模や設備が十分でない住宅や、高齢者・障がい者への配慮が十分でない住宅、また耐震性が十分でない住宅が認められ、その対応が必要です。

大阪府としては各市町に対し、住宅ごとに建替えや改善の事業を示す「公営住宅等長寿命化計画」の策定や改定について指導を行っているところです。

また、コミュニティバランスの問題が生じていることから、地域の実情に即して、建替えや改善により居住水準の向上を促進するとともに、建替え余地等を活用した多様な住宅供給や施設の導入等を進め、多様な世帯の居住を促進します。

②**団塊の世代の高齢化等により高齢者と若者が共存できる「定住魅力あるまちづくり」「人権のまちづくり」「ノーマライゼーション」の理念を取り入れられたい。**

都市整備部住宅建築局居住企画課「住まい」は、人々のくらしを支える生活の基盤であり、社会生活や地域におけるあらゆる活動を支える拠点です。令和3（2021）年12月に改定した「住まうビジョン・大阪」では、多様な人々がいきいきとくらし、誰もが住みたいと感じる居住魅力あふれる都市の実現を基本目標としております。

そのため、地域の人権尊重を基調として、高齢者だけでなく子育て世帯など多様な世帯が、住み慣れた地域で安心・快適に住み続けられるよう、周辺地域と一体となったコミュニティの形成を図りながら定住魅力あるまちづくりを進めていく必要があると考えています。

また、良好な住環境とコミュニティの形成を図るためには、まちづくり協議会等の地域住民組織やNPOの参画等により、公と民のパートナーシップによるまちづくりを促進することも重要です。

今後とも、大阪府では、各市町が公営・改良住宅の建替えや改善に際しては、住まいのバリアフリー化を推進するとともに、入居者募集においては、若年世代の入居機会を創出するなど、コミュニティにも配慮しつつ取組が進むよう、市町に対し助言していきます。

3-(4)女性

①**「大阪府男女共同参画プラン」の昨年の進捗状況を明らかにされたい。**

府民文化部男女参画・府民協働課大阪府では、男女共同参画社会の実現をめざすための指針として、府民や事業者と共に、男女共同参画を推進していくことを基本姿勢とした「大阪府男女共同参画推進条例」を制定するとともに、令和3（2021）年3月に、本条例に基づき「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を策定しました。

毎年度、大阪府男女共同参画条例第10条に基づき、「大阪府の男女共同参画の現状と施策」（年次報告）として、「おおさか男女共同参画プラン」の進捗状況等を公表しています。

なお、現行のプランの計画期間は令和7（2025）年度までとなっていることから、令和6（2024）年1月に大阪府男女共同参画審議会に対して、次期プラン策定について諮問し、ご審議いただいているところです。

今後とも、本条例及び男女共同参画プランに基づき、誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいります。

②**「男女雇用機会均等法」により、セクシャルハラスメントは防止の措置を講じることになっているがマタニティハラスメントも平成29年1月から防止の措置を講じなければならなくなり相談窓口の設置が義務化された。大阪府労働相談センターにおけるマタニティハラスメントに関する令和5年度の相談件数について明らかにされたい。**

商工労働部雇用推進室労働環境課大阪府労働相談センターで行っている労働相談のうち、マタニティハラスメントだけに限りませんが、令和5（2023）年度の「育児・介護休業」に関する相談件数は176件で、「男女均等待遇」に関する相談件数は44件です。

大阪府では、「男女雇用機会均等法」に基づき、国（大阪労働局雇用環境・均等部）と連携して、法の趣旨の週知を図るため、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントを含む職場のハラスメントの防止・対応についてまとめた「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」をはじめ、各種啓発冊子の配布やホームページへの掲載を行い、事業主等への周知・啓発に努めています。

③**令和3年6月15日より改正ストーカー規制法が一部施行されたが、大阪府が把握されている昨年度の「女性相談センター」の相談件数・相談に対するの対応を明らかにされたい。**

福祉部子ども家庭局家庭支援課大阪府では、女性相談センターなど大阪府内7箇所 の機関をDV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターに位置づけ、被害者からの相談等に対応しているところです。大阪府内7箇所 の配偶者暴力相談支援センターのDV相談対応件数は、令和4（2022）年度の4,182件、令和5（2023）年度4,169件となっております。市町村におけるDV相談対応件数は、令和4（2022）年度16,697件、令和5（2023）年度17,946件となっております。どちらも依然として高水準で推移しています。令和2（2020）年度から内閣府が「DV相談＋（プラス）」でメールやチャットでの相談を行っており、相談窓口の紹介や緊急時の女性相談センターへの連絡など相談窓口の強化が図られています。

また、大阪府女性相談センターでは、ストーカー規制法への対応も含め、DV相談以外にも広く女性からの電話相談や来所相談に対応しており、令和5（2023）年度の女性相談対応件数は11,822件（DV相談含む）となっております。

今後も引き続き、市町村・警察等の関係機関と連携し、被害者の保護・支援に努めてまいります。

3-(5)人権・文化・啓発

①**大阪府は、令和2年1月22日より「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を施行されましたが、各市町村との連携を明らかにされたい。**

府民文化部人権局人権企画課大阪府では、性の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解増進に向けた取組を進めています。こうした取組の一環として、性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を公に証明する「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を令和2（2020）年1月から実施しています。

また、令和4（2022）年9月から連携を希望する府内自治体と、令和6（2024）年4月からは府域を超え2府県42市町の計44自治体と、同年11月からは19府県150市町の計169自治体へと連携自治体の範囲を拡大し、宣誓者が連携自治体間で転居する場合に必要となる手続きの簡素化を図っています。

引き続き、性的マイノリティの人権問題に対する理解の増進を図るとともに、当事者が抱える課題の解決に向けて取り組んでまいります。

②**「ヘイトスピーチ解消法」が成立したが、「大阪府人権相談窓口」ならびに、「ネットハーモニー」の相談状況・救済方法を明らかにされたい。**

府民文化部人権局人権擁護課ヘイトスピーチにより被害に遭われた方への対応については、大阪府人権相談窓口において、人権に関わる相談を受け付け、必要な情報提供や適切な専門機関を紹介しているほか、インターネット上におけるヘイトスピーチについては、インターネット上の誹謗中傷やトラブルに関する相談窓口「ネットハーモニー」において相談を受け付けるとともに大阪府へ情報提供を行い、大阪府において必要に応じてプロバイダへの削除要請や、発信者への説示・助言を行っています。

なお、令和5（2023）年度のヘイトスピーチに係る相談件数については、大阪府人権相談窓口は1件で、ネットハーモニーは0件でした。

また、令和6（2024）年12月末現在、ヘイトスピーチに係るプロバイダへの削除要請件数は23件で、発信者への説示・助言は0件です。

今後とも、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する府民の関心や理解が深まるよう、ヘイトスピーチの解消の推進に関する施策に取り組んでまいります。

3-(6)教育

①**「道徳教育」において「差別をしない・いじめは悪いこと」などの教育が必要であると考える。学校教育の中で「特別の教科」としての「道徳」が位置付けられたことは、人権尊重ということを理解する機会づくりであると考える。小学校での「道徳」授業が行われているが、低学年からの「同和問題」についての授業はなされているのか各市町村の実情を報告されたい。子どもたちの道徳心が培われいじめが悪いことと自覚するよう努力されたい。**

教育庁市町村教育室小中学校課大阪府教育庁では、令和5（2023）年3月策定の第2次大阪府教育振興基本計画の重点取組である「豊かな心のはぐみ」として道徳教育を推進しています。

学習指導要領では、「特別の教科　道徳」について、いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとし、授業において、自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、課題や目標を見つけたらできるよう工夫すること、また、道徳性を養うことの意義について児童生徒が自ら考え、理解し、主体的に学習に取り組めるようにすることと示されています。

そのため、大阪府教育庁では、府内小中学校の道徳担当の教員や市町村教育委員会の道徳教育担当指導主事対象の研修会を実施しています。また、授業改善を支援するため、平成30（2018）年2月に、「『特別の教科　道徳』実践事例集」を府内小中学校に配付しました。令和2（2020）年7月には、コロナ禍で生じている差別やいじめ等の問題について、道徳科でも活用できる独自教材・指導案を作成し、ホームページ上に掲載するとともに、各市町村教育委員会に配付しました。これからも、いじめ問題への対応等、道徳教育の充実に向け、研修会等を通じて、学校、市町村の支援に努めてまいります。

また、同和問題に関する人権課題については、府域すべての市町村立小中学校等において、年間指導計画に位置付けられており、小学校では高学年で、中学校では2年・3年で取り組んでいる学校が多くなっています。

②**府立学校等での同和問題教育・人権学習の実施状況を明らかにされたい。**

教育庁教育振興室高等学校課／市町村教育室小中学校課府立高校における人権学習の実施状況については、毎年、「人権教育実施状況調査」を実施するとともに、校長ヒアリングを通じて把握に努めています。大阪府立高校（全日制・定時制）においては、令和5（2023）年度人権教育の実施回数は延べ1109回実施であり、テーマごとでは、子どもの人権186回、同和問題271回、ジェンダー平等150回、セクシュアル・ハラスメント82回、障がい者問題171回、在日韓国・朝鮮人問題117回、その他の在日外国人問題153回、いじめ355回、性的マイノリティ121回、ヤングケアラー64回、人間関係作りと総合的内容及びその他を合わせて986回となっております。

同和教育については、「人権教育推進計画」のなかに必ず位置付けるように学校へ指示しています。「人権教育実施状況調査」の結果では、担任による講義のほか、外部講師を招聘しての講演を行うなどの取組みを行っており、「学校独自の教材を作成している」と回答した高校が55校ありました。

あわせて、卒業年次に行う「学校生活と人権に関するアンケート」において、学習した人権教育のうち印象に残ったものをあげる質問（31テーマから3つまであげる）では、令和5（2023）年度、同和教育が最も高く、回答した生徒の4人に1人が選んでいます。

人権教育の研究については平成20(2008)年度より、大阪府教育庁及び大阪府教育センターが主体となって、研究団体及びモデル的な取組み事例を持つ学校から選出された共同研究員とともに研究に取り組んでいます。研究成果については、モデル的な取組み事例や教材資料等を全大阪府立学校対象の人権事例研修等において提示するほか、「人権学習のための資料集DVD」として全府立学校に配付し、周知することによって各校における活用を促進しています。今後とも、この共同研究をより効果的、効率的に進め、大阪府立学校における人権教育の充実に資するよう努めたいと考えております。

市町村立の学校については、各市町村教育委員会に対して、同和問題及び様々な人権問題の解決に向け、課題別担当者の明確化を図り校内推進体制を確立する等、人権教育を計画的・総合的に推進するよう働きかけているところです。

また、人権教育の推進に係るヒアリングを行い実施状況の把握に努めています。

③**各種大学及び専門課程専門学校における人権教育・同和教育の実施状況について明らかにされたい。**

教育庁教職員室教職員企画課・私学課教職課程を有する大学における人権教育関係講座の設置及び必修化については、大阪府教育庁として、従来から大阪府、大阪府市長会、大阪府町村長会が共同で行う三者要望などの機会を通じ、国に対して働きかけてきたところです。

また、大阪府内の関係大学に対しては、文書等で講座の開講等を要請してきた結果、平成6（1994）年度から大阪府内の教職課程を有する全大学等で人権教育関係講座が開講されており、大阪府内で教職課程認定を受けている全68大学等（大学、短期大学、文部科学大臣が指定する教員養成機関である専門学校）で開講がなされています。

今後とも、人権教育推進の立場から、国に対し、引き続き働きかけてまいりたいと考えております。専修学校や各種学校における、同和問題をはじめとする人権問題に関する生徒の学習状況や教職員に対する研修の実施状況は、（一社）大阪府専修学校各種学校連合会人権教育推進協議会において集約されているところです。大阪府としては、実施状況把握の手法などについて、同協議会と協議を進め、各学校における人権教育に関する生徒の学習状況や教職員に対する研修実態を的確に把握できるよう努めているところです。

④**昨年度の文部科学省の調査によると、コロナ禍の影響などにより、大阪府下の小学校・中学校・高校の不登校児童・生徒の人数が増加しているとのことですが、その要因(いじめ・家庭の事情など)及び、大阪府教育庁として学校や各市町村教委に対しどの様な指導を行っているのか明らかにされたい。**

また、不登校生徒の居場所づくりなどは、どのように対応されているのか、明らかにされたい。

教育庁市町村教育室小中学校課／教育振興室高等学校課・私学課令和5（2023）年度の国の調査結果によりますと、不登校児童生徒数は全国において11年連続で増加しており、大阪府においても増加傾向にあります。不登校の要因については、複合的に絡み合っており、特定が難しいケースも増えています。

不登校児童生徒への対応として、教育相談体制の充実を図るため、令和3（2021）年度から拡充していた小学校へのスクールカウンセラーの活動時間を、令和6（2024）年度からさらに拡充し、政令市を除く市町村の全ての小学校に定期的な配置を行いました。

また、令和5（2023）年度に引き続き、「校内教育支援ルーム」を設置する府内小中学校108校に支援人材を配置し、学習支援や相談支援を進めています。「校内教育支援ルーム」を支援の核とし、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家との連携、ICT機器を活用するなど、個々の児童生徒の状況に応じた多様な支援を進めているところです。

加えて、市町村の教育支援センター18市に研究所加配教員を配置するとともに、府域すべての市町村の教育支援センターを対象に「不登校対策ワーキング会議」を実施し、ICT活用や民間施設等との連携等、子どもの多様な学びの場の確保に向けた取組みの推進を行っています。

令和5（2023）年度の大阪府内の高校（国公私立高等学校）の不登校生徒数は7,618人となり、全国最多という大変厳しい状況です。府立高校においては、入学後の早期の段階から、前籍校や家庭との連携を密にし、入学時に作成した「高校生活支援カード」を日常的に活用するとともに、スクールカウンセラー等の専門人材と教職員による「チーム学校」を生徒をアセスメントし、生徒の状況に応じた適切な支援につなげるよう取り組んでいます。また、全ての府立高校においてスクールカウンセラーを配置するとともに、今年度は不登校生徒の在籍率の高い府立高校に対して、スクールカウンセラーの配置回数を大幅に拡充したところです。

加えて、不登校をはじめ、様々な事情から教室に入ることが困難な生徒等を対象として、校内にカフェや相談室等の機能を持った、いわゆる「居場所」を府立高校15校において設置しています。「居場所」については、若者に対する進路支援・福祉的支援の実績やノウハウ等を持ったNPO等に運営を委託しており、中退率の減少といった成果が上がっているところです。

今年度は子ども家庭庁の事業を活用し、新たに2校の府立高校に居場所を設置するとともに、すでに居場所を設置している学校においても、開設日を増やすなど、内容の拡充を図ったところです。

私立学校における不登校児童生徒数については、毎年度行われている「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」により要因等については把握しています。

私立学校に対しては、不登校児童・生徒への対応に関する国や大阪府の通知等を周知するとともに、居場所づくりに関する情報などを校長会等において情報提供しています。

⑤**日本学生支援機構の奨学金制度は、貧困の連鎖を断ち切るための制度であるが滞納者が増加していることから、第二種奨学金の「所得運動返還型」の導入をはじめ、奨学金制度の成績条項を撤廃し無利子枠を増やすとともに「給付型奨学金」の拡充を要望する。令和6年度秋から実施される卒業後の収入に応じて返済する「出世払い型奨学金制度」が導入される。現在奨学金制度を利用している全学生を対象にされたい。大阪府におかれても、若者が経済的事情により将来を諦めることなく自己実現のためにも、奨学金制度の一層の充実に ついて、国に働きかけられたい。**

教育庁教育振興室高等学校課奨学金等制度の活用については、生徒・保護者向けリーフレットや奨学金担当教職員向けの奨学金教育教材の作成、説明会の開催や電話相談、個別相談の実施、また、つなぎ融資への誘導を行うことにより、その周知・啓発等に努めています。

生徒が、経済的な理由により、大学等への進学をあきらめることがないよう、これまでから文部科学省及び日本学生支援機構に対し、日本学生支援機構奨学金制度の充実、改善について要望し続けてきた結果、令和6年度より外国籍で在留資格が「家族滞在」の生徒についても、一定の条件を満たした場合は奨学金を申込めるようになりました。

また、文部科学省は、令和6年度秋以降に国内の大学院修士課程（博士前期課程の課程を含む）や専門職学位課程に入学した方の中で一定の条件を満たす方を対象に、「授業料後払い制度」を実施しています。

今後とも、独立行政法人日本学生支援機構に対し、日本学生支援機構奨学金無利子貸与制度の貸与枠の拡大及び給付型奨学金の拡大等について、強く要望してまいります。

⑥**学校における性的マイノリティについて、平成28年4月に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するさきめ細やかな対応等の実施について」（教職員向け）の通知がされているが、その趣旨を踏まえ、支援体制や相談体制が確立されるよう学校や市町村教育委員会へ働きかけられたい。**

また、改訂された学校教員用の手引書「生徒指導提要」に記載するLGBTなど性的少数者の児童生徒への対応についても注意を払われたい。

教育庁市町村教育室小中学校課／教育振興室高等学校課・私学課性的マイノリティの子どもたちについては、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが重要であると認識しております。

国からの通知や資料をふまえ、まずは教職員が児童生徒の不安や悩みをしっかりと受け止める必要があることから、日ごろから児童生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、校内サポートチームを組織して対応すること、医療機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とのケース会議を開催する等、校内外で支援体制や相談体制の充実を図るよう、今後も市町村教育委員会を通じて学校に働きかけます。

また、令和元（2019）年10月に施行された「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」の趣旨に沿って、まずは教職員が性的指向及び性自認の多様性に関する理解を一層深め、児童生徒に対して、正しく理解するよう、研修等の機会を通じて、指導助言してまいります。

加えて、「生徒指導提要」に記載された性的マイノリティに関する対応についても、理解を深めるとともに、必要な支援が各学校で適切に為されるよう、連絡会や研修等の機会を活用しながら、指導助言を行ってまいります。

府立高校としても、性的マイノリティの子どもたちについては、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童・生徒の心情等に配慮した対応が重要であり、教職員が児童・生徒の不安や悩みをしっかりと受け止め、児童・生徒の立場から教育相談を行うことが必要と認識しています。

また、管理職を対象とした人権教育課題に関する説明会の中でも、性的マイノリティに関わる研修に活用できる資料を周知しています。

令和元（2019）年10月に施行された「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」の趣旨に沿って、まずは教職員が性的指向及び性自認の多様性に関する理解を一層深めるとともに、児童生徒に適切に指導できるよう、研修等の機会を通じて、指導助言してまいります。

私立学校に対しては、国や大阪府の通知等を周知するとともに、校長会等においても、性的マイノリティに対する適切な対応等の実施について、引き続き働きかけてまいります。